

富田林市富田林 伝統的建造物群保存地区保存計画

令和8年8月

富田林市教育委員会

富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画

富田林市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成3年条例第13号）第3条の規定に基づき、富田林市伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

1 保存地区の沿革

富田林市の位置する南河内地域は、古代より石川流域に広がる平野部を中心に発展し、近つ飛鳥や古市古墳群など大阪の歴史を語る貴重な文化遺産が数多く残されているところである。特に南北朝時代以降、南河内は歴史の中核をなす重要な場所となり、中世における都市建設史上、画期的ともいえる自治都市・寺内町が建設された。

富田林寺内町は、永禄年間（1558-69）本願寺一家衆興正寺門跡十六世証秀上人の創建に始まる。上人は、当時富田林を含む河南一体を支配していた守護職・高屋城主安見美作守直正から、「富田の芝」と呼ばれる荒芝地を銭百貫文で入手し、近在中野・新堂・毛人谷・山中田の四ヶ村から庄屋株2人ずつ、あわせて8人に興正寺別院の建立と畑屋敷、町割りなどの建設を要請した。

町割りは、六筋七町を整然と区画、周囲には土居（土塁）を巡らし、背割り水路を完備し、悪水は北部の堀へ流していた。街路はほとんどが土居の中で止まり、外部からの出入りは、街道の道筋にあたる一里山口、山中田坂口、向田坂口、西口の4ヶ所に限られるなど、戦国時代を生き抜く城塞都市としての性格を持っていた。

江戸時代にはいと富田林寺内町は、周辺農村と経済関係を密接に持つ在郷町として発展し、興正寺別院を中心とした宗教自治都市としての性格は急速に失われた。

周辺地域は良質の米を始め、綿・菜種などの農作物の良好な生産地で、富田林はこれら諸商品の取引の中心となり、寛文8年（1668）の記録では、51職種、149の店舗が軒を連ねていたことが記されている。

特に酒造りは盛んで、5軒あった酒屋の造り高は合わせて、4,380石余りで、河州全体の72軒あった酒屋の21%強を占め、他地方にも販売し、江戸に回送されたのも少なくなかった。

明治時代になると、郡役所、旧制中学、女学校などがおかれるようになり、南河内の中心都市として、現在の市域に属する村々の他、太子町、河南町、千早赤阪村など、南河内一帯から人々が行き交う活気あふれる町として繁栄した。

戦後の市街化は、寺内町の周辺部、特に近鉄富田林駅の方面に進み、商店街も駅前に形成された。その結果、富田林の旧町内は、開発の影響を余り受けず、寺内町の町割とともに近世商家の町並みが軒を連ねる歴史的景観を今にとどめている。

2 保存地区の現況

寺内町地区には重要文化財の旧杉山家住宅や興正寺別院を始め、17・18世紀まで溯る重厚な町家が多く残されている。江戸期、明治期の建物は、地区全体に散在しているのではなく、城之門筋、堺町、林町に集中し、数棟単位連なって立地している。

しかし、戦後の建物や平成の新築建物も多く、それらの多くに町並みと調和しない改造がみられたり、また、伝統的な町家形式をとらない建物がみられたりして、寺内町の町並みも部分的にその姿を変えようとしている。

このような状況の中、富田林市ではミニ開発や老朽化した建物の取り壊しに歯止めをかけるため、景観保全と修景補助を柱とした「富田林寺内町地区町並み保全要綱」を昭和62年4月に施行した。平成9年度までに84ヶ所で修理・修景事業を実施してきた。併せて、富田林保育園、寺内町センターなどの公共施設の修景、道路の美装化などの景観保全も進めてきた。平成9年10月31日には、国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）に選定され、地域住民と行政が連携して町並み保存に取り組み、その間、町家の修理・修景を始め、じないまち交流館などの建設、道路美装化、防災施設の整備など、様々な整備を進めてきた。

しかし、富田林寺内町地区は平成9年の重伝建地区選定当時より都市計画道路との関係から、当該地区の一部を伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）として指定することができず、市独自で町並み保存を進めてきた。

そのような状況の中で、平成25年8月12日に当該地区を通る都市計画道路が廃止となり、指定当時に区域に含めることのできなかった部分への伝建地区の拡大が可能となったことから、富田林寺内町全域を伝建地区に指定し、富田林寺内町の一体的な保存を目指していく。

保存地区の現況を建物の構造からみると、木造がほとんどで、非木造、つまり R.C 造、軽量鉄骨造が点在している状態である。非木造の建物も2階建のものが多く、規模は小さい。これは、地区内に公共施設が少ないことや、商業施設について近隣商業的性格が強いこと、戦後の市街化が周辺部、特に近鉄富田林駅や富田林西口駅の方向に進み、商業の中心が町域である寺内町地区から移動したと大きく関係している。

階数についても構造と同じことがいえる。全体としては平屋、中2階建、2階建が大半を占めており、駅に近い方向に3階建以上の建物がみられる。

保存地区内にはまとまった空き地が数件みられ、一部は小規模な貸し駐車場となっている。しかし、町並みからみれば建物の「歯抜け」は少なく、景観が確立されているといえるが、公園、緑が少ないといった生活環境の課題が残るといえよう。

3 保存地区の特性

保存地区の南側と東側は石川の流路との間に10メートルほどの高位差がある崖になっており、旧町域の範囲が明確である。また、西側も3～5メートルほどの落差があり、範囲を容易に読み取ることができる。

町割の当初の区画は定かではないが、少なくとも18世紀の初め以前には6筋7町で、宝暦3年（1753）から安永7年（1778）の間に1町が加えられ、現在の6筋8町になったものと推定される。

街路は東西南北に通っているが、直線的に通されるのではなく、街路と街路の交点で、東西又は南北の道路のどちらかが道幅の1/2から1/3ぐらい食い違う形になっている。

富田林寺内町の諸施設としては、町割と同時期に設けられたと考えられる背割水路がほとんどの街区において残されている。しかしながら、敷地内に取り込まれたり、建物の建て替えの際埋められたりした部分もあり、現況を確認することはできない。北側の土居は消失しているが、悪水を流した水路は暗渠となり現存している。また、城之門筋には旧側溝の石橋が残されている。

4 伝統的建造物の特性（別表-1）

富田林寺内町の町家は、多くのものが街路に面している。しかしながら、住宅の形式は、京都や奈良などにみられる奥行きを深くし、通り庭に接して居室を並べていく町家型ではなく、土間に隣り合って居室を2列に横方向に並べていく農家型平面を基調にしている。そのため座敷を整えた大規模な民家では敷地の間口が広く、街路に面し庭を介して主屋と蔵が並び、主屋と蔵の間を塀で結んでいるものが多い。

町家形式には、切妻と入母屋の区別があり、区画の角に主屋が位置する場合、入母屋、切妻又は八棟造となっている。この場合角にあたる妻側が下手のことが多く、シモミセ・カマヤが配され、同時にカマヤ上部には煙出しが設けられるため、辻景観のアクセントになっている。一方切妻造りの場合、妻壁には水切りの小庇がつけられる。この水切小庇は蔵にも多用され、富田林の町家や蔵の外観意匠の特徴の一つともなっている。

寛永21年（1644）に作られた杉山家文書「河州石川郡之内富田林家数人数萬改帳」には、石高とともに建物の規模と屋根葺材が記されている。これによると大部分の家は「わらや」で「かわらや」はごくわずかにあるにすぎない。ただ蔵は「かわらや」で家財道具や貴重な品を収納する配慮があったものと考えられる。寛永年間まで建立が溯る家はないが、寛永以後に多くの家が藁屋から瓦屋に変わったことがわかる。

富田林寺内町の町並みは、多くの近世都市と同様に、低い厨子を持った主屋の軒とその下に差し出された庇の連続する面で構成され、主屋のほか蔵や附属屋は塀によって結ばれている。特に、一つの街区を占める大規模な町家の場合、建物を結ぶ塀の意匠は造形上重要で、細かい配慮がなされている。塀の

形は上部に小棟をおき、腰に板を張ったもので、高さ、形状などは主屋の意匠に合わせたものになっている。そして、腰板壁を通すことで一群の民家に統一性を与えている。

5 保存の基本的な考え方

保存地区の特色は、江戸、明治、大正、昭和と各時代を代表する建物が、近世寺内町の町割り、周囲の環境とともに一つのまとまりをもって、歴史的な景観を形成しているところにある。これは、富田林寺内町が、富田林の歴史を刻む町並みとして都市の歴史を知る貴重な文化遺産であるとともに、市民の財産であり、かつ、誇りとするものである。

こうした観点から、地区住民はもとより、全市民的な理解と協力を求めるとともに、地区住民の財産権などを尊重しながら、保存地区に今も残る歴史的、文化的価値の高い伝統的建造物群を末永く後世に伝え、併せて、寺内町の歴史的、文化的な特性を生かしたまちづくりを進め、生活環境の質的な向上、快適性の確保などに努めるものとする。

6 保存地区の範囲

保存地区の範囲は、富田林町の一部、本町の一部で、約12.9ha（付図-1）

7 保存の内容

- （1）近世寺内町の町割について、可能な限り歴史的区画、街路、土居などの形状を将来にわたり残していく。道路、施設計画によってやむを得ず形状が変わる場合は、歴史的遺構が読み取れるような配慮をする。
- （2）歴史的景観について、街路から望見できる部分の建物の外観について、保存、修景をはかる。
- （3）町並みの連続性、一体感を阻害するものについては、適切な修景を施し、歴史的景観との調和を回復するなど、歴史的環境を生かすまちづくりをすすめる。
- （4）歴史的環境を生かしながら、緑化、公共施設の整備、生活の利便施設の整備、防災、住宅の改善など住み良さの拡大を主眼とした町並み景観の保全に努める。
- （5）寺内町は市民共有の歴史的遺産であることから、生活環境を阻害しないかたちで、歴史学習、文化観光などの目的で訪れる人の受け入れ体制、施設を整える。
- （6）重要な歴史的建造物について、単体としての保存、復原をはかる。

第2章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の決定

1 伝統的建造物（別表-2 及び付図-2）

保存地区において、主として江戸時代後期から昭和中期にかけての建造物のうち、伝統的建造物群保存地区の特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」と定める。

伝統的建造物の決定基準については次のとおりとする。

- （1）富田林寺内町の伝統的な様式、構造手法、材料で造られているもので、次のア～ウに当てはまるもの
 - ア．江戸時代～昭和時代（戦前）に建築されているもの。
 - イ．保存状態の良いもの。
 - ウ．復原可能なもの。
- （2）昭和中期に建築されているもので、様式、構造手法、材料がア.に準じ、外観の保存状態がよく町並みに調和しているもの。
- （3）上記（1）（2）以外の建築物で、近代洋風建築などその時代の特徴を表していると認められるもの
- （4）建築物以外の工作物については、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの。

2 環境物件（別表-3 及び付図-3）

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。

第3章 保存地区における建造物及びその他の物件の保存計画

1 伝統的建造物の修理

- (1) 伝統的建造物は、別に定める修理基準（別表-4）を適切に運用して、形態及び外部意匠の保存をはかる。
- (2) 伝統的建造物のうち、主屋以外の蔵、塀などについては、各々固有の様式に従って、復原、修理を行い、形態及び外部意匠の保存をはかる。
- (3) 保存修理にあたっては、構造耐力上、必要な部分を補強、修理し、耐震性など防災性能の向上をはかるように努める。

2 伝統的建造物以外の修景

- (1) 伝統的建造物以外の建築物などの新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準、許可基準（別表-4）を適切に運用して、修景を行う。
- (2) 公共の用に供する施設や町並みの重要な箇所となる施設については、建物の外観のデザインで町並みとの調和をはかると同時に、周辺に及ぼす影響を配慮して、敷地の外構の整備、植栽など環境の質的な向上に役立つようにする。

3 工作物

- (1) 伝統的な様式をもつ塀等については、その様式に従って適宜修理を行い、形態および外部意匠の保存をはかる。また、必要に応じ、復原、修景整備、補強対策を行う。
- (2) その他の工作物などについては、原則として伝統的建造物群の特性に調和するよう、修景整備する。

4 環境物件

環境物件は、その保存に努め、その他必要に応じて修理又は修景整備を行う。

第4章 保存地区内における伝統的建造物及びその他の物件等に係る助成措置など

1 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、次の通り必要な助成を行う。このため「富田林市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」を別に定める。

- (1) 保存地区内における伝統的建造物及び地区の環境を保全するために必要な経費の一部を補助する。
- (2) 町並み保全に寄与するために行なわれる建物の修景や外構の整備などに必要な経費の一部を補助する。
- (3) 保全地区で住民による町並み保全の活動を援助するため、町並み保全を目標とする住民活動に必要な経費の一部を補助する。

2 技術的援助

保存地区内における建造物の修理、修景計画の相談に応じ、併せて指導及び助言を行う。

3 物資の提供

保存地区内の保存に関し、必要と認められる場合には、物資を提供し、又は斡旋することができるものとする。

第5章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置並びに環境の整備計画

1 管理施設などの整備

- (1) 市立寺内町センターやじないまち交流館、じないまち展望広場、旧杉山家住宅の管理、活用に関し、住民自治活動や文化活動、来訪者への情報提供などが有効に行われるよう配慮する。また、各施設を拠点とした町並み保存の啓発事業を企画する。
- (2) 保存地区についての理解を深めるために、必要な箇所に案内板、説明板、標識などを設置する。他の機関の設置にあたっては、デザインなど町並みに調和するように指導及び助言を行う。

2 防災設備など

- (1) 保存地区内における火災の早期発見、初期消火、延焼防止に努めるよう、消防署、地元消防団、自主防災組織と十分連絡を保ち、総合的な防災システムを確立する。
- (2) 火災報知設備や消火器などの屋内消火設備の設置の促進と、十分な消防用水の確保に努める。
- (3) 保存地区内の住民一人ひとりに防災の意識を高めるよう、啓蒙活動を実施する。

3 景観阻害物の除去

- (1) 広告物、テレビアンテナなどの設置にあたっては、歴史的環境の整備を損なわないよう指導及び助言を行う。
- (2) 電柱、架空電線等は関連会社の協力を得て、移設又は地下埋設化するように努める。

4 道路の整備

- (1) 「日本の道百選」に選定された城之門筋を中心に、道路の美装化工事を行う。道路の整備にあたっては、交通の安全を確保し、伝統的建造物群の特性と調和したものとする。美装化した道路については適切な維持・管理に努める。
- (2) 保存地区内の交通の安全を図るため、通過車両の進入制限を検討する。

5 駐車場の整備

駐車場の整備については、外来者用の大規模駐車場は保存地区外を基本とし、保存地区内に設置する駐車場は、道路から望見できないよう塀などで修景を施すよう指導する。

6 南側緑地斜面の保全

保存地区の南側に隣接する斜面形状（土居跡）については、これを保存地区の一部とするための方策の検討や調整等を継続的に行い、これに長期を要する場合には買い上げも検討する。

7 伝統的建造物の公開

伝統的建造物のうち必要なものについては、買い上げ又は借り上げにより、一般に公開できるよう整備する。個人所有のものについても公開できるよう、働きかける。

8 その他環境の整備

良好な生活環境の整備の一環として、街路灯などを設置する。設置にあたっては、伝統的建造物群の特性と調和するようにデザインなどに配慮したものとし、適切な維持・管理に努める。

9 地元組織との協調

歴史的環境を生かし、良好な生活環境の整備を行う上で、地元組織との連絡調整を密にとり、地元住民一人ひとりのまちづくりに対する意識を高め、コミュニティ形成を図る。

主屋

区分		つし 2 階形式	本 2 階形式	長屋形式	近代住宅形式
構造・入口		木造中 2 階建 平入り形式	木造 2 階建 平入り形式	木造平屋建 木造中 2 階建 又は、木造 2 階建 平入り形式	木造平屋建 木造中 2 階建 又は、木造 2 階建 平入り形式
屋 根	形式勾配	入母屋・切妻造 八棟造 (概ね4.5～6寸)	入母屋・切妻造 (概ね4.5～5.5寸)	入母屋・切妻造 (概ね4.5～5.5寸)	入母屋・切妻造 (概ね4.5～6寸)
	材料	日本瓦 (本瓦葺・棧瓦葺)	日本瓦 (本瓦葺・棧瓦葺)	日本瓦 (本瓦葺・棧瓦葺)	日本瓦 (本瓦葺・棧瓦葺)
	軒裏	漆喰で塗り込め	漆喰で塗り込め 又は、化粧垂木	漆喰で塗り込め 又は、化粧垂木	漆喰で塗り込め 又は、化粧垂木
2 階	外壁	大壁造 (漆喰・黒漆喰・土壁) 化粧ぬき・腰なげし	真壁造又は大壁造 (漆喰・黒漆喰・銅板)	真壁造又は大壁造 (漆喰・黒漆喰)	※以下、つし 2 階・ 本 2 階形式に準じる。 ※この形式に分類される のは、町家型以外のもの で、主屋の前に庭や付属 家があり、板塀などで 囲まれ、それと連続した 門屋に欄間付き引違い 格子戸の入った門戸が 設けられているもの
	窓の形式	むしこ窓	ガラス窓・むしこ窓	ガラス窓・むしこ窓	
	1 階と 2 階の分節	垂木を用いた庇	垂木を用いた庇	垂木を用いた庇	
1 階	外壁	真壁造 (漆喰・黒漆喰・土壁) 腰板・持ち送り等	真壁造 (漆喰・黒漆喰・土壁) 腰部分は板張(腰板・下見板)	真壁造 (漆喰・黒漆喰) 腰板	
	窓の形式	平格子・出格子・荒格子	平格子・出格子・ガラス窓	平格子・出格子・ガラス窓	
戸口		大戸（くぐり戸付き）	引き違い格子戸	引き違い格子戸	

※近代洋風建築などについては、本表の限りでは無い。

附属屋

工作物

区分		附属屋（土蔵・納屋）
構造		木造
屋 根	形式勾配	切妻（4.5～5.5寸）
	材料	日本瓦（本瓦葺・棧瓦葺）
	軒裏	漆喰で塗り込め 又は、化粧垂木
	庇	日本瓦葺き
外壁		大壁造又は真壁造
		（漆喰・黒漆喰・土壁）
		腰部分は板張又は石積
窓の形式		庇で装飾
		（持ち送り・換気口を塗り込め）
出入り口		土戸（内側に格子戸）・板戸

門塀	塀	
	土塀	板塀
木造		
日本瓦	日本瓦	日本瓦
化粧垂木		化粧垂木
真壁 (漆喰・黒漆喰・土壁) 腰部分は板張又は石積	大壁 (漆喰・土壁) 石積	真壁 (漆喰・黒漆喰・土壁) 腰部分は板張又は石積
欄間		欄間
板戸・格子戸		

伝統的建造物（建築物）

別表 - 2

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	A4-4-1	鐘楼	1 棟	富田林町 7-12	
2	A4-4-2	本堂	1 棟	富田林町 7-12	
3	A4-4-3	庫裡	1 棟	富田林町 7-12	
4	A4-4-4	二尊堂	1 棟	富田林町 7-12	
5	A4-4-5	山門	1 棟	富田林町 7-12	
6	A4-4-6	弁財天堂	1 棟	富田林町 7-12	
7	A4-4-7	蔵	1 棟	富田林町 7-12	
8	A4-4-8	庚申堂	1 棟	富田林町 7-12	
9	A5-7	主屋	1 棟	富田林町 7-25	
10	A5-8	主屋	1 棟	富田林町 7-24	
11	B4-1	主屋	1 棟	富田林町 7-16	
12	B5-6	主屋	1 棟	富田林町 6-17	
13	B5-7	蔵	1 棟	富田林町 6-17	
14	B5-9	蔵	1 棟	富田林町 6-17	
15	B6-2	主屋	1 棟	富田林町 5-9	
16	B6-6	蔵	1 棟	富田林町 5-2	
17	B6-7	蔵	1 棟	富田林町 5-2	
18	B6-8	主屋	1 棟	富田林町 5-2	
19	B8-1	主屋	1 棟	富田林町 4-6	
20	C2-12	主屋	1 棟	富田林町 9-30	
21	C2-13	主屋	1 棟	富田林町 9-33	
22	C2-15	主屋	1 棟	富田林町 9-36	
23	C2-17	主屋	1 棟	富田林町 9-3	
24	C3-13	主屋	1 棟	富田林町 10-1	
25	C3-14	主屋	1 棟	富田林町 10-2	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
26	C4-1	主屋	1 棟	富田林町 11-4	
27	C4-2	附属屋	1 棟	富田林町 11-4	
28	C4-3	主屋	1 棟	富田林町 11-6	
29	C4-9	蔵	1 棟	富田林町 11-12	
30	C4-10	蔵	1 棟	富田林町 11-12	
31	C4-12	薬師堂	1 棟	富田林町 11-35	
32	C4-17	主屋	1 棟	富田林町 11-2	
33	C4-18	蔵	1 棟	富田林町 11-2	
34	C5-6	二階建長屋	1 棟	富田林町 12-10,11	
35	C5-7	主屋	1 棟	富田林町 12-12	
36	C5-14	主屋	1 棟	富田林町 12-40	
37	C5-15	蔵	1 棟	富田林町 12-40	
38	C5-16	主屋	1 棟	富田林町 12-3	
39	C6-3	主屋	1 棟	富田林町 13-3	
40	C6-5	主屋	1 棟	富田林町 13-5	
41	C6-9	主屋	1 棟	富田林町 13-28	
42	C6-11	主屋	1 棟	富田林町 13-28	
43	C7-1	蔵	1 棟	富田林町 14-31	
44	C7-2	蔵	1 棟	富田林町 14-31	
45	C7-3	蔵	1 棟	富田林町 14-31	
46	C7-12	主屋	1 棟	富田林町 14-31	
47	C8-6	主屋	1 棟	富田林町 15-9	
48	C8-7	蔵	1 棟	富田林町 15-10	
49	C8-8	主屋	1 棟	富田林町 15-10	
50	C8-14	主屋	1 棟	富田林町 15-14	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
51	C8-18	蔵	1 棟	富田林町 15-10	
52	C9-2	蔵	1 棟	富田林町 3-13	
53	C9-3	蔵	1 棟	富田林町 3-13	
54	C9-4	主屋	1 棟	富田林町 3-13	
55	C9-5	蔵	1 棟	富田林町 3-13	
56	C9-6	蔵	1 棟	富田林町 3-13	
57	D1-6	主屋	1 棟	富田林町 8-15	
58	D1-9	主屋	1 棟	富田林町 8-21	
59	D1-10	内蔵	1 棟	富田林町 8-23	
60	D1-11	主屋	1 棟	富田林町 8-23	
61	D2-5	蔵	1 棟	富田林町 9-23	
62	D2-7	附属屋	1 棟	富田林町 9-23	
63	D2-8	主屋	1 棟	富田林町 9-23	
64	D2-9	附属屋	1 棟	富田林町 9-23	
65	D2-13	蔵	1 棟	富田林町 9-23	
66	D3-1	主屋	1 棟	富田林町 10-12	
67	D3-4	主屋	1 棟	富田林町 10-17	
68	D3-5	主屋	1 棟	富田林町 10-18	
69	D3-6	主屋	1 棟	富田林町 10-20	
70	D3-7	主屋	1 棟	富田林町 10-21	
71	D3-8	主屋	1 棟	富田林町 10-21	
72	D3-9	主屋	1 棟	富田林町 10-23	
73	D3-10	蔵	1 棟	富田林町 10-23	
74	D3-16	蔵	1 棟	富田林町 10-31	
75	D4-15	蔵	1 棟	富田林町 11-31	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
76	D4-16	主屋	1 棟	富田林町 11-31	
77	D4-17	蔵	1 棟	富田林町 11-31	
78	D4-18	蔵	1 棟	富田林町 11-31	
79	D4-19	蔵	1 棟	富田林町 11-12	
80	D5-1	主屋	1 棟	富田林町 12-13	
81	D5-2	蔵	1 棟	富田林町 12-13	
82	D5-3	主屋	1 棟	富田林町 12-17	
83	D5-6	主屋	1 棟	富田林町 12-28	
84	D5-7	蔵	1 棟	富田林町 12-28	
85	D5-10	主屋	1 棟	富田林町 12-29	
86	D5-11	主屋	1 棟	富田林町 11-31	
87	D5-14	蔵	1 棟	富田林町 12-13	
88	D6-2	御殿	1 棟	富田林町 13-13	
89	D6-3	庫裡	1 棟	富田林町 13-13	
90	D6-4	庫裡	1 棟	富田林町 13-13	
91	D6-5	御茶所	1 棟	富田林町 13-13	
92	D6-6	鼓楼	1 棟	富田林町 13-18	
93	D6-7	薬医門	1 棟	富田林町 13-18	
94	D6-8	鐘楼	1 棟	富田林町 13-18	
95	D6-9	蔵	1 棟	富田林町 12-18	
96	D6-10	門屋	1 棟	富田林町 13-18	
97	D6-11	本堂	1 棟	富田林町 13-18	
98	D6-12	蔵	1 棟	富田林町 13-27	
99	D6-13	蔵	1 棟	富田林町 13-27	
100	D6-14	主屋	1 棟	富田林町 13-27	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
101	D7-3	主屋	1 棟	富田林町 14-12	
102	D7-5-1	主屋	1 棟	富田林町 14-14	
103	D7-5-2	附属屋	1 棟	富田林町 14-14	
104	D7-7	主屋	1 棟	富田林町 14-16	
105	D8-1	蔵	1 棟	富田林町 16-31	
106	D8-10	主屋	1 棟	富田林町 16-19	
107	D8-17	主屋	1 棟	富田林町 16-31	
108	D8-18	附属屋	1 棟	富田林町 16-31	
109	D8-19	附属屋	1 棟	富田林町 16-31	
110	D8-20	主屋	1 棟	富田林町 16-4	
111	E1-1	蔵	1 棟	富田林町 24-4	
112	E1-7	主屋	1 棟	富田林町 24-16	
113	E1-8	主屋	1 棟	富田林町 24-4	
114	E1-9	主屋	1 棟	富田林町 24-4	
115	E1-10	蔵	1 棟	富田林町 24-4	
116	E2-1	蔵	1 棟	富田林町 24-25	
117	E2-2	蔵	1 棟	富田林町 24-4	
118	E2-4	主屋	1 棟	富田林町 24-17	
119	E2-8	内蔵	1 棟	富田林町 24-22	
120	E2-9	主屋	1 棟	富田林町 24-22	
121	E2-10	蔵	1 棟	富田林町 24-25	
122	E2-11	主屋	1 棟	富田林町 24-25	
123	E2-12	蔵	1 棟	富田林町 24-25	
124	E3-1	主屋	1 棟	富田林町 23-4	
125	E3-2	主屋	1 棟	富田林町 23-6	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
126	E3-3	蔵	1 棟	富田林町 23-43	
127	E3-4	蔵	1 棟	富田林町 23-39	
128	E3-7	主屋	1 棟	富田林町 23-11	
129	E3-9	主屋	1 棟	富田林町 23-39	
130	E3-10	蔵	1 棟	富田林町 23-39	
131	E3-11	蔵	1 棟	富田林町 23-39	
132	E3-12	主屋	1 棟	富田林町 23-43	
133	E3-13	附属屋	1 棟	富田林町 23-43	
134	E3-14	蔵	1 棟	富田林町 23-43	
135	E3-15	主屋	1 棟	富田林町 23-3	
136	E3-16	蔵	1 棟	富田林町 23-39	
137	E4-1	主屋	1 棟	富田林町 22-3	
138	E4-2	主屋	1 棟	富田林町 22-6	
139	E4-3	蔵	1 棟	富田林町 22-8	
140	E4-4	蔵	1 棟	富田林町 22-8	
141	E4-5	主屋	1 棟	富田林町 22-11	
142	E4-7	蔵	1 棟	富田林町 22-28	
143	E4-8	主屋	1 棟	富田林町 22-28	
144	E4-9	主屋	1 棟	富田林町 22-28	
145	E4-11	主屋	1 棟	富田林町 22-31	
146	E4-12	主屋	1 棟	富田林町 22-31	
147	E4-13	主屋	1 棟	富田林町 22-32	
148	E4-16	主屋	1 棟	富田林町 22-3	
149	E5-1	蔵	1 棟	富田林町 21-3	
150	E5-2	蔵	1 棟	富田林町 21-3	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
151	E5-3	主屋	1 棟	富田林町 21-8	
152	E5-7	主屋	1 棟	富田林町 21-11	
153	E5-11	附属屋	1 棟	富田林町 21-33	
154	E5-12	主屋	1 棟	富田林町 21-33	
155	E5-13	蔵	1 棟	富田林町 21-33	
156	E5-14	蔵	1 棟	富田林町 21-3	
157	E6-1	庫裡	1 棟	富田林町 20-31	
158	E6-7	主屋	1 棟	富田林町 20-22	
159	E6-9	鼓楼	1 棟	富田林町 20-26	
160	E6-10	本堂	1 棟	富田林町 20-26	
161	E6-12	蔵	1 棟	富田林町 20-22	
162	E7-2	蔵	1 棟	富田林町 19-2	
163	E7-11	主屋	1 棟	富田林町 19-27	
164	E7-12	蔵	1 棟	富田林町 19-27	
165	E7-13	蔵	1 棟	富田林町 19-27	
166	E8-1	主屋	1 棟	富田林町 17-48	
167	E8-3	蔵	1 棟	富田林町 17-3	
168	E8-12	蔵	1 棟	富田林町 17-48	
169	E8-13	附属屋	1 棟	富田林町 17-48	
170	E8-14	蔵	1 棟	富田林町 17-13	
171	E8-15	倉庫	1 棟	富田林町 17-13	
172	E8-17	主屋	1 棟	富田林町 17-42	
173	E8-18	主屋	1 棟	富田林町 17-43	
174	E8-19	附属屋	1 棟	富田林町 17-45	
175	E8-20	蔵	1 棟	富田林町 17-48	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
176	E8-28	蔵	1 棟	富田林町 17-43	
177	F2-4	主屋	1 棟	富田林町 14-15	
178	F2-7	主屋	1 棟	富田林町 25-29	
179	F2-8	倉庫	1 棟	富田林町 25-32	
180	F2-9	主屋	1 棟	富田林町 25-32	
181	F2-10	蔵	1 棟	富田林町 25-32	
182	F2-11	蔵	1 棟	富田林町 25-32	
183	F3-1	主屋	1 棟	富田林町 23-11	
184	F3-3	蔵	1 棟	富田林町 23-32	
185	F3-4	蔵	1 棟	富田林町 23-32	
186	F3-5	蔵	1 棟	富田林町 23-32	
187	F3-6	蔵	1 棟	富田林町 23-32	
188	F3-7	附属屋	1 棟	富田林町 23-32	
189	F3-8	主屋	1 棟	富田林町 23-32	
190	F4-4	主屋	1 棟	富田林町 22-15	
191	F4-7	主屋	1 棟	富田林町 22-21	
192	F5-2	蔵	1 棟	富田林町 21-22	
193	F5-5	主屋	1 棟	富田林町 21-22	
194	F6-1	主屋	1 棟	富田林町 20-7	
195	F6-3	附属屋	1 棟	富田林町 20-9	
196	F6-9	主屋	1 棟	富田林町 20-17	
197	F6-11	蔵	1 棟	富田林町 20-21	
198	F6-12	主屋	1 棟	富田林町 20-21	
199	F7-2	主屋	1 棟	富田林町 19-9	
200	F7-3	主屋	1 棟	富田林町 19-10	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
201	F7-5	主屋	1 棟	富田林町 19-12	
202	F7-11	蔵	1 棟	富田林町 19-21	
203	F7-12	主屋	1 棟	富田林町 19-21	
204	F8-1	主屋	1 棟	富田林町 18-42	
205	F8-10	蔵	1 棟	富田林町 18-42	
206	G4-6	二階建長屋	1 棟	富田林町 27-5	
207	G5-1	内倉	1 棟	富田林町 27-41	
208	G5-2	主屋	1 棟	富田林町 27-41	
209	G5-3	主屋	1 棟	富田林町 27-43	
210	G5-4	蔵	1 棟	富田林町 27-41	
211	G6-2	主屋	1 棟	富田林町 28-2	
212	G6-5	主屋	1 棟	富田林町 28-17	
213	G6-6	蔵	1 棟	富田林町 28-21	
214	G6-9	戎神社	1 棟	富田林町 28-20	
215	G6-10	主屋	1 棟	富田林町 28-21	
216	G7-1	主屋	1 棟	富田林町 18-50	

伝統的建造物（工作物）

別表 - 2

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	A4-4-1	土塀	1 基	富田林町 7-12	
2	A4-4-2	門	1 基	富田林町 7-12	
3	B5-6-1	塀	1 基	富田林町 6-17	
4	B6-2-1	土塀	1 基	富田林町 5-9	
5	B6-2-2	石垣	1 基	富田林町 5-9	
6	B6-5-1	土塀	1 基	富田林町 5-6	
7	B6-5-2	石垣	1 基	富田林町 5-2,6	
8	C2-12-1	塀	1 基	富田林町 9-30	
9	C7-12-1	塀	1 基	富田林町 14-31	
10	C8-6-1	塀	1 基	富田林町 15-9	
11	C8-8-1	塀	1 基	富田林町 15-10	
12	C9-4-1	塀	1 基	富田林町 3-13	
13	D2-6-1	塀	1 基	富田林町 9-23	
14	D3-10-1	塀	1 基	富田林町 10-23	
15	D4-3-1	土塀	1 基	富田林町 11-27	
16	D4-16-1	塀	1 基	富田林町 11-12	
17	D5-1-1	塀	1 基	富田林町 12-13	
18	D5-6-1	塀	1 基	富田林町 12-28	
19	D6-6-1	門	1 基	富田林町 13-18	
20	D6-7-1	土塀	1 基	富田林町 13-8	
21	D8-17-1	塀	1 基	富田林町 16-31	
22	E2-10-1	塀	1 基	富田林町 24-25	
23	E3-12-1	塀	1 基	富田林町 23-43	
24	E3-9-1	塀	1 基	富田林町 23-39	
25	E5-2-1	塀	1 基	富田林町 21-3	

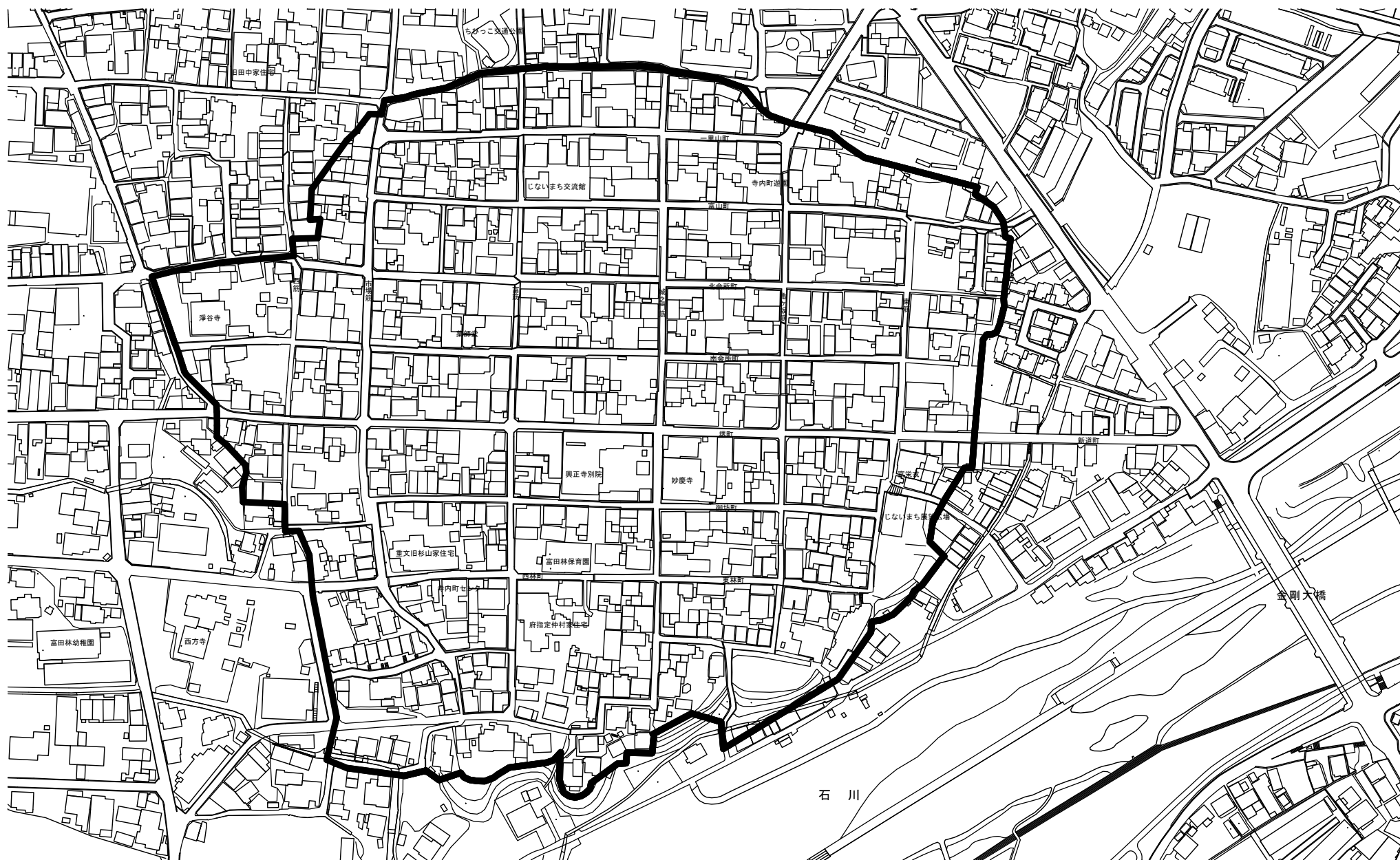
番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
26	E5-12-1	塀	1 基	富田林町 21-33	
27	E6-2-1	門	1 基	富田林町 20-31	
28	E6-7-1	塀	1 基	富田林町 20-22	
29	E6-10-1	土塀	1 基	富田林町 20-26	
30	E6-7-2	門	1 基	富田林町 20-22	
31	E8-1-1	塀	1 基	富田林町 17-48	
32	F2-9-1	塀	1 基	富田林町 25-32	
33	F3-8-1	塀	1 基	富田林町 23-32	
34	F3-8-2	門	1 基	富田林町 23-32	
35	F3-8-3	塀	1 基	富田林町 23-32	
36	F4-7-1	塀	1 基	富田林町 22-21	
37	F5-5-1	塀	1 基	富田林町 21-22	
38	F5-5-2	門	1 基	富田林町 21-22	
39	G5-2-1	塀	1 基	富田林町 27-41	

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	B1-E2-環	水路	約 312 m	付図-3 参照	※ 北辺水路
2	D1-D5-環	水路	約 175 m	付図-3 参照	※ 用心堀
3	E8-F8-環	斜面形状	約 80 m	付図-3 参照	※ 土居跡
4	G3-G4-環	斜面形状	約 57 m	付図-3 参照	※ 土居跡

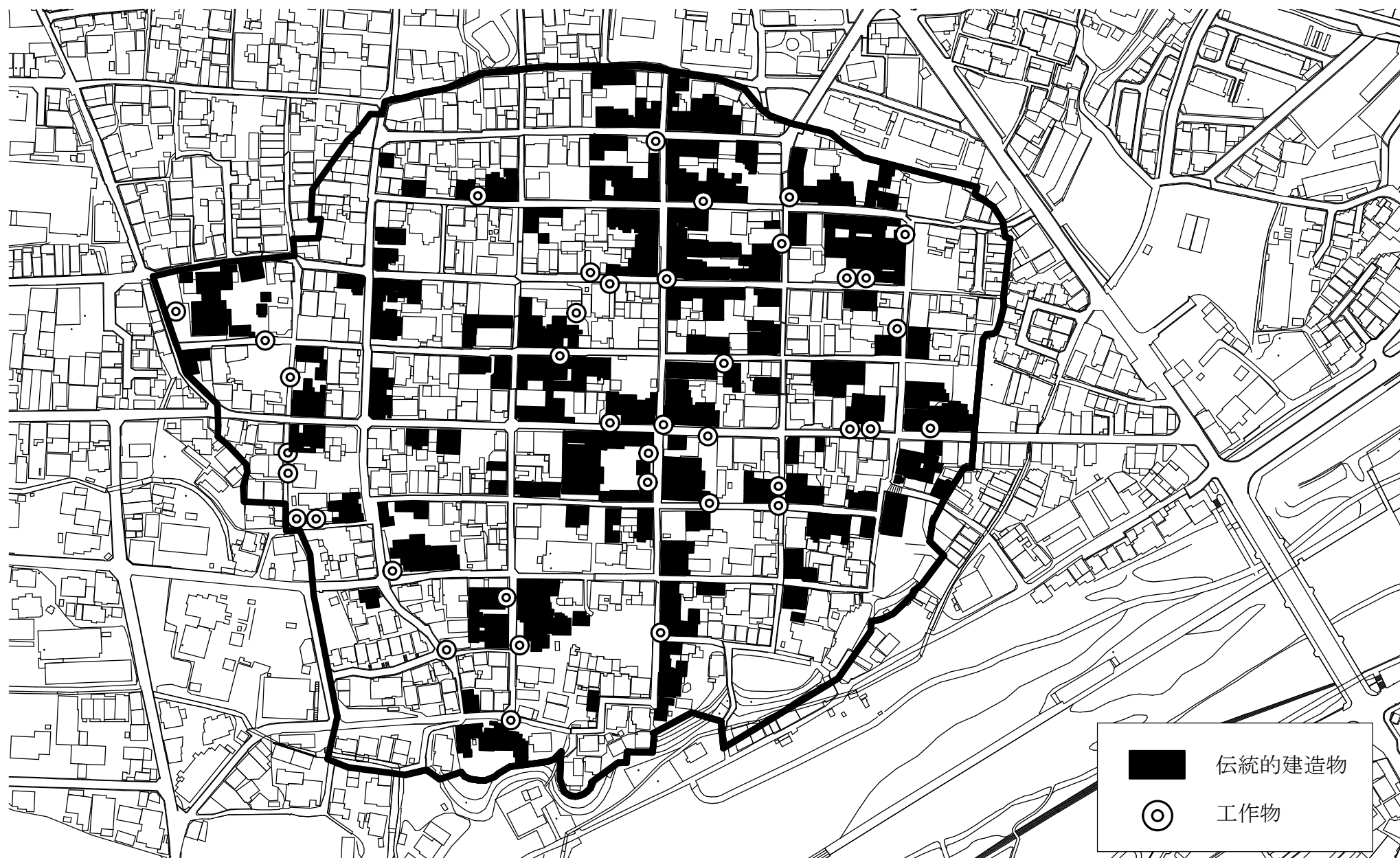
伝統的建造物群保存地区に係る基準

項 目		許 可 基 準		修 景 基 準	修 理 基 準
建 築 物	位置・規模	建築配置の	現在の町並みを形成している敷地の形状を維持し、原則として、間口を細分化しない。 建築物の外壁、又はこれに代わる柱などの位置については、伝統的な町並みの壁面線を維持して建てる。 建物が面しない町並み壁面線には、伝統的町並みと調和した塀、又は垣を設ける。		伝統的建造物については、通常望見される外観を維持するため、原則として現状修理、又は復原修理とする。
		高さ	2階建以下とする。やむをえず3階建とする場合は、3階部分は道路より後退して建て、2階建の町並みの連続性を保全する。 全高は10m以下とし、軒線は付近の軒線と調和のとれたものとする。	2階建以下とする。	
	構造	主要構造は、原則として木造とする。 ただし、用途などによりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和をはかる。			
	外部意匠	屋根・ひさし	切妻平入り、又は入母屋平入りとする。ただし、建築物の位置などにより伝統的町並みと調和するものはこの限りでない。 屋根勾配は概ね4.5～5.5寸とし、1階と2階の分節には建物と調和したひさしを設けること。葺き材料は日本瓦(いぶし銀又は黒色つや消し)銅板などを使用し、伝統的町並みと調和のとれたものとする。	伝統的町家形式とする。	
		軒・裏	軒裏は化粧垂木、又は伝統的町家形式と調和したものとする。	伝統的町家形式とする。	
		外壁	伝統的町並みと調和のとれたものとする。色彩は白を基調とする。	伝統的町家形式とする。	
		開口部	位置及び形態は、建物全体の外観と調和すること。 建具の色彩は、木製については生地仕上げ又は茶褐色系統、アルミ製等は黒褐色系統とする。必要と思われる箇所には、木製格子をつける。	伝統的町家形式とする。 建具は原則として木製とし、やむをえず金属製とする場合は、伝統的な格子をつける。色彩は許可基準と同じ。	
		樋	銅製、又は伝統的町並みに調和したものとする。		
		外土部間	たたき、石敷又はこれらに類し、伝統的町並みに調和したものとする。		
		駐車庫・	駐車場を設ける場合は、塀、垣などで外部から見えないようにし、歴史的景観を損なわないように配慮する。 車庫は、蔵、町家のデザインを応用し、伝統的町並みに調和したものとする。		伝統的町並みと調和したもの。
	店舗	店舗デザインは伝統的町並みに調和したものとする。			
	工作物	門塀	ブロック・金属製の使用はさけ、周囲の町並みに調和したものとする。	伝統的町家形式とする。	
屋外広告物		自家用以外の広告物は設けない。 掲出数は必要最小限とし、大きさ・色彩などについては、周囲の景観に調和したものとする。原則として、1階のひさし線より低くし、建物より前に設置しない。			
設備等		通常望見される位置には、露出しないように配慮する。露出した既存の建築設備の場合は、周囲の景観と調和のとれるよう、色彩、囲いなど配慮する。			
その他	緑化等	敷地内の空地や垣などは歴史的風致を考慮した緑化を推進する。			

付図-1



付図-2



付図-3

